

浦安市立小中学校PTA連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会と称する。

(連絡先)

第2条 本会は、連絡先を会長選出校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、浦安市立小中学校単位PTAの連携を密にし、子ども達の健全な発達を図るため、家庭・学校・地域における教育の振興に協力する。また、PTAの民主的な運営について研究し、その普及に努めることを目的とする。

(方 針)

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 第3条の目的を達するために、教育行政、他の社会教育関係団体及び機関と連携・協力する。
- (2) 単位PTAの自主性を尊重する。
- (3) 自主独立であって他のいかなる団体もしくは機関の支配統制干渉を受けない。
- (4) 非営利的、非宗教的、非政治的であって本会もしくは本会役員の名において他のいかなる職務に対しても候補者を推薦しない。また、営利的、宗教的、政党的、政治的その他、本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業に関与しない。
- (5) 上部組織の運営に協力する。

第2章 組 織

(構成員)

第5条 本会は、加盟する浦安市立小学校並びに中学校単位PTAをもって組織する。

(組織の運営)

第6条 本会の運営は、加盟する浦安市立小・中学校単位PTA(以下、単位PTAという。)から1名選出される部会員と、単位PTAの会長を運営委員として、運営する。

- 2 単位PTAの会長が部会員として参加している場合、単位PTAは運営委員に代理人1名を立てる事とする。
- 3 本会の活動に対する支援や助言を与える役割として顧問を置くことができる。顧問は運営委員会へ出席できる。議決権はないものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 会長のほか、部会員から9名、浦安市公立学校教頭会(以下教頭会という。)から1名をもって本会の役員とする。

- 2 教頭会代表副会長は、教頭会からの推薦を受けるものとする。

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 6 名 (内教頭会代表1名)
- (3) 書 記 2 名
- (4) 会 計 1 名 **ないし 2名**

(役員を選出)

第9条 次期会長以下の役員は、役員指名委員会の選考に基づき、総会の承認を経て選出される。

- 2 役員指名委員会は、会長の指名により運営委員より選出する。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、役員会、運営委員会を主宰する。職務の性格上、本会運営委員会もしくは本会部会員を1年以上経験する事を要件とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、本会の記録にあたり、それを報告する。
- 4 会計は、本会の財政を掌握し、全ての収支を明らかにする。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員補充)

第12条 役員に欠員が生じたときは、役員会の議を経て、これを補充することができる。ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 役員が、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会もしくは運営委員会での3分の2以上の承認をもってこれを解任することができる。

(役員報酬)

第14条 役員は無報酬とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、専門部会とする。

(総 会)

第16条 総会は、本会の最高議決機関である。各単位PTAをもって構成し、総会は単位PTAの2分の1以上(委任状を含む)を定足数として成立する。但し、会則の改正、本会の解散について議決を必要とする総会は、単位PTAの3分の2以上の出席により成立するものとする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 3 定期総会は、原則として毎年5月に開催し、臨時総会は、運営委員会の3分の2以上から請求があったときに開催する。
- 4 総会の議長は、その都度総会において選出し、議決権は各単位PTAを1票とする。

(総会の権限)

第17条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任及び解任。
- (2) 会員の除名。
- (3) この団体の解散及び残余財産処分。
- (4) 会員の資格及び役員を選出に関する規定の決定、変更及び廃止。
- (5) 借入金並びに重要な財産(基本財産を含む)の処分及び譲り受け。
- (6) その他、本会の重要事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。
- 4 役員会は役員の2分の1以上(委任状を含む)を定足数として成立する。

(役員会の権限)

第19条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会運営に必要な事項に関すること。
- (2) 運営委員会の提出議案に関すること。
- (3) 総会の提出議案に関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は、運営委員及び顧問をもって構成する。

- 2 運営委員会は、運営委員の3分の1以上または役員会の要求により招集する。
- 3 運営委員会の議長は、会長があたる。
- 4 運営委員会は単位PTAの2分の1以上(委任状を含む)を定足数として成立する。

(運営委員会の権限)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会運営に必要な事項に関すること。
- (2) 総会の提出議案に関すること。
- (3) 役員解任。
- (3) 専門部会の設置と廃止及びその事業に関すること。
- (4) その他、必要と認められる事項。

(専門部会)

第22条 本会は、運営委員会の議を経て、専門部会を設けるものとする。

- 2 専門部会は、総会又は運営委員会で議決された分担業務執行の主体となり、審議し推進する。
- 3 専門部会は、部会員が分担する。

第5章 会 計

(経 費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金及びその他収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第24条 本会の会費は、単位PTA毎に毎年4月末日現在の会員数により、当該年度の始めに1カ年分を納入する。

2 本会の会費は、会員1人当たり年50円とする。(上部組織会費を含む。)

3 一旦、納入された会費については、返金しないものとする。

(予算)

第25条 予算の編成は、運営委員会にて行い、総会の承認を経て成立する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 部会や行事単位の会計は、統一的に行われなければならない。また、会計の費用区分を変更する場合は、変更の前年度に運営委員会の承認を得なければならない。

第6章 雑 則

(会則の改廃及び解散)

第27条 この会則を改廃しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。

2 本会を解散しようとするときは、総会において出席者の4分の3以上の賛成を要する。

(委任事項)

第28条 この会則に定めるものの他、本会の事業及び運営について必要な事項は会長が役員会の議を経て定める。

附 則

1 本会の運営上必要と認められたときは、役員会に諮り内規を設けることができる。

2 本会の運営上必要と認められたときは、運営委員会に諮り細則及び規程を設けることができる。

3 この会則は、平成26年5月9日から施行する。

4 平成28年5月13日 一部改正

浦安市立小中学校PTA連絡協議会専門部会細則

(目 的)

第1条 この細則は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会(以下「市P連」という。)の事業を円滑に行うために、市P連会則第22条の規定による専門部会を設け、その運営について必要な事項を定める。

(専門部会の構成)

第2条 専門部会は、会長及び教頭会代表を除く部会員で構成する。部会の所属は、市P連部会員の改選時に併せて役員会で決める。

- 2 各部会において欠員のため補充された部会員は、前任者の部会に所属する。
- 3 会長は随時部会に出席することができる。

(役 員)

第3条 各部会に、部会長、会計各1名を置く。

- 2 部会長は、市P連副会長とする。
- 3 部会長は、運営委員を兼務するとともに、運営委員会における議決権を持つ。

(部会の運営)

第4条 部会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 各部会は、事業計画・予算に基づき実行案を定め、役員会に提出する。
- (2) 各部会は、事業・決算報告を役員会に提出する。
- (3) 各部会は、必要に応じ部会長が招集し、開催するものとする。

(部会の運用)

第5条 各部会は、あらかじめ役員会の承認を得たのち、必要に応じ、次のことができる。

- (1) 他の団体視察及び参加要請
- (2) その他部会で必要と認めた事項

(経 費)

第6条 運営に関する経費は市P連予算をもって充てる。

(細則の改廃)

第7条 この細則は、会長が役員会に諮り、運営委員会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年6月7日から施行する。

浦安市立小中学校PTA連絡協議会表彰規程

第1条 この規程は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会(以下「市P連」という。)及び浦安市立小中学校PTAの振興発展に寄与し、特に功績のあった個人及び団体に行う表彰の基準について定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、市P連の会員並びに関係者で、次の各号に該当するものについて行う。但し、小学校と中学校は別枠とする。

- (1) 市P連会長もしくは副会長の職に2年以上あったもの。
- (2) 市P連主催のスポーツ大会において顕著なる成績を収めたもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが、適正と認められる功績のあった個人及び団体(過去5年間に同じ条件による表彰のある場合は除く)

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状、又は感謝状を授与して行う。この場合は賞品をあわせて授与することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、総会又は懇親会において行う。ただし、事情により臨時に行うことができる。

(表彰の推薦)

第5条 この規程により表彰を要すると認められるものがあるときは、浦安市立小中学校長又は、単位PTA会長は厳正なる審査の上、別に定める推薦書を市P連会長に提出しなければならない。但し、第2条第2号に該当する場合はこの限りではない。

(表彰の選考)

第6条 第2条第3号の規程により表彰を受けるものは、役員会において審査し、運営委員会にて決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成26年6月7日から施行する。

旅 費 内 規

第1条 この内規は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会の旅費支払い基準について、定めるものとする。

第2条 本会を代表し役員会の協議によって参加する会議(外部団体主催を含む)、及び研修会等に支払うものとする。

第3条 旅費の支払い基準は次のとおりとする。

- (1) 交通費は、自宅に最も近い公共交通機関の駅を起点として開催地までの往復の基準額を支払うこととする。但し、支払いに当たっては公共交通機関を利用した実費を超えない限りとする。
- (2) 宿泊を伴う場合には、上限を1万円までとし利用した実費を超えない限りとする。

第4条 支払い対象は、本会役員または役員会によって承認された、本会を代表して出席する者とする。

第5条 この内規は、役員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附 則

1. この内規は、平成26年6月7日から施行する。

弔 慰 内 規

第1条 この内規は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会関係者に対する弔慰にかかわることを定めるものとする。

第2条 本会の役員が死亡した場合、又は、その他会長が必要と認めた者が死亡した場合、以下の弔慰にかかわる経費を支出することができる。なお、会長が必要と認めた者は、事後に運営委員会での承認を得るものとする。

- (1) 花環・生花
- (2) 香典
- (3) 弔電料
- (4) その他会長が必要と認めた物

第3条 この規定において定義されていない事項については、役員会で協議し決定するものとする。

第4条 弔慰金については慶弔費より支出するものとする。

- 2 1つの案件につき基本的には1万円を超えないものとする。

第5条 この内規は、役員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附 則

1. この内規は、平成26年6月7日から施行する。

会 計 細 則

(総則)

第1条 この細則は、浦安市立小中学校PTA連絡協議会関係者に対する会計にかかわることを定めるものとする。

(経理の原則)

第2条 本会は、会則に定める予算並びに決算について、次の各号に掲げる原則に従って予算書、会計帳簿、計算書類及び資産管理簿を作成しなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算書に基づき行うこと。
- (2) 予算の執行は、会長の命令に基づいて行うこと。
- (3) 会計帳簿は、正しく記帳すること。
- (4) 計算書類は、会計帳簿に基づいて、事業及び財務の状況に真実な内容を明瞭に表示すること。

(年度所属区分)

第3条 本会の取引についての年度所属区分は、その事実の発生した日(その日が決定しがたい時は、その事実を確認した日)を基準として区分する。

(予算書)

第4条 予算書は、当該期間において本会の見込まれる収入及び支出のすべてを明瞭に表示するものとする。

(予備費)

第5条 予見することのできない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する場合には、予め運営委員会の承認を受けなければならない。

(会計帳簿)

第6条 本会は、次の会計帳簿を備え、すべての取引を、記帳しなければならない。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 資産管理台帳

2 仕訳帳は、すべての取引を記入した振替伝票を発生順に継続した伝票綴りをもって、これに代えることができる。

(取引の伝票記入)

第7条 本会の取引は、すべて伝票に記入して処理しなければならない。

2 伝票は、会長、会計の検印を受けなければならない。

(会計帳簿の記入)

第8条 会計帳簿の記入は、前条によって作成した伝票に基づき、一般に公正な会計慣行に準拠して行うものとする。

(決算手続き)

第9条 会計は、毎年度末日において会計帳簿に決算整理をなして帳簿を締切り、会長に提出すべき計算書類を作成し、会計監査の承認を受けて、毎年4月末までに会長にこれを提出しなければならない。

(取引命令)

第10条 取引は、すべて会計が行うものとする。

(監査)

第11条 会計の監査は、原則として前年度会計を含めた2名以上とする。

2 会計監査の選考は役員に準ずる。

3 監査は2名以上で実施する。

4 会長は、決算書が提出された後、速やかに監査を行うよう指示するものとする。

5 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会にて報告する。

(見積合せの実施)

第12条 物品の購入等にあたっては、選定を適正かつ公平に行うため、必ず見積合せを行うものとする。

ただし、次のようなものは見積合せを省略しても差し支えないが、

品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いをすること。

(1) 1人又は1会社の専有する物品を購入するとき

(2) 食料品を購入しようとするとき

(3) 5万円未満の物品を購入するとき

(4) その他、役員会が認めたとき

(口座の名義)

第13条 会長は、取引金融機関に預金口座(貯金口座を含む。以下同じ。)を設ける場合は、自己名義によってこれを行うものとする。

(印鑑登録)

第14条 取引金融機関に登録する登録印鑑は、会長の印鑑とする。

(収納手続)

第15条 会計は、現金を収納したときは振替伝票を作成し、認印を押して領収書を相手方に交付する。ただし収納が本会指定の金融機関を通じて行われた時は、当該金融機関の発行する通帳の記入をもってこれに代えることができる。

(収納金の預け入れ)

第16条 会計は、収納した現金をただちに支払いに充てることなく、取引金融機関に預け入れなければならない。

(隔地払等)

第17条 隔地者に支払いをするとき又は支払いの相手から依頼があったときは、銀行送金又は郵便振替によって送金することができる。

2 前項の規定によって送金したときは、送金手続きが完了した日に支払いがなされたものとして当該取引を処理する。

(概算払)

第18条 本会は、次に掲げる支払いのほか、概算払いをすることができない。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 負担金
- (4) 前各号のほか、特に必要があつて会長が承認したもの。

(基金の趣旨)

第19条 基金は、本会会計基盤確立を図るため、本会会計の決算時における余剰金その他を、総会の承認を得て、積み立てることによって生じた特別会計である。

(基金の目的)

第20条 基金は、本会の活動をより強力に推進するために、真に必要な活動経費に充当することを目的とする。

(会計処理)

第21条 基金の会計処理については、次のとおりとする。

2 本会会計の決算時において、次年度への剰余金及び特別な収入のあった場合は、総会の承認を得て基金に繰り入れることができる。

3 基金から生じた益金(利息)は、本会会計に繰り入れるものとする。

4 本会の活動を推進するために、以下に掲げる事項について、総会の承認を得て、基金から支出をすることができる。

(1) 上部組織による全国的・地域的な大会を開催するための運営資金

(2) 本会の活動を推進するために、その他必要と認められた活動経費

(処理手続き)

第22条 基金の会計処理にあたっては、役員会で審議し、運営委員会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

2 基金の性格に重大な影響を及ぼす会計処理については、特別委員会を設けて審議しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第23条 会計帳簿及び証憑書類は、10年間保存しなければならない。

(細則の改廃)

第24条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附 則

1. この細則は、平成26年6月7日から施行する。